

令和3年8月24日

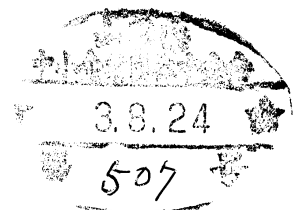
都道府県中小企業団体中央会 御中

全国中小企業団体中央会
(公 印 省 略)

コロナ禍における最低賃金引上げを踏まえた雇用維持への支援
(雇用調整助成金等による対応)に関する周知要請について

この度、標記に関し、厚生労働省職業安定局 雇用開発企画課長より、本会宛てに、周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても、傘下の会員組合・組合員企業等に対し、別添により、本件につきまして周知していただきますようお願い申し上げます。



令和3年8月17日

全国中小企業団体中央会 殿

厚生労働省職業安定局
雇用開発企画課長

コロナ禍における最低賃金引上げを踏まえた雇用維持への支援
(雇用調整助成金等による対応) に関する周知要請について

職業安定行政の運営について、平素から格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対しては、雇用調整助成金の特例制度等の実施により支援策を講じております。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によって特に厳しい業況にある中小企業等による雇用維持のための取組の継続を図っていただく観点から、下記のとおり、業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間あたり賃金を一定以上引き上げる場合、地域別最低賃金が引き上がる本年10月から12月までの3ヶ月間、休業規模要件を問わずに支給する特例を設けることとしました(雇用保険被保険者、被保険者以外ともに、緊急雇用安定助成金で対応。)

つきましては、特に厳しい業況にある中小企業事業主等の皆様に対して、本特例に関する周知のため、別添1のとおりリーフレットを作成し、厚生労働省のホームページに掲載するなどの対応を行っているところでありますが、貴団体におかれましても、下記について会員企業・会員等の皆様への周知の御協力をお願い申し上げます。なお、周知いただく際の文例についても、別添2のとおり作成いたしましたので、ご参考いただければ幸いです。

記

1. 令和3年10月から3ヶ月間の休業について、業況特例又は地域特例の対象となる中小企業(令和3年1月8日以降解雇等を行っていない場合に限り)が、事業場内最低賃金を、令和3年7月16日以降、同年12月までの間に、30円以上引き上げた場合、休業規模要件を問わずに支給を行います。
2. 令和3年度地域別最低賃金の発効日以降に賃金を引き上げる場合は、発効後の地域別最低賃金から30円以上引き上げる必要があります。

最低賃金を引き上げた中小企業における 雇用調整助成金等の要件緩和について

概要

業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、令和3年10月から12月までの3ヶ月間の休業については、休業規模要件（1/40以上）を問わず支給します。

対象となる条件

以下の①及び②の条件を満たす場合は、小規模の休業（1/40未満）も対象。

例：10人規模の中小企業が20日の所定労働日数の月に、4人日分の休業を行った場合も対象

$$4 \text{ 人日 (休業)} / 200 \text{ 人日 (10人} \times 20 \text{日)} = 1 / 50 < \text{休業企業規模 (1/40)}$$

- ① 令和3年10月から3ヶ月間の休業について、業況特例又は地域特例の対象となる中小企業（令和3年1月8日以降解雇等を行っていない場合に限る。）であること。
- ② 事業場内最低賃金（当該事業場における雇入れ3月を経過した労働者の事業場内で最も低い時間あたりの賃金額。地域別最低賃金との差が30円未満である場合に限る。）を、令和3年7月16日以降、同年12月までの間に、30円以上引き上げること。

※令和3年度地域別最低賃金の発効日以降に賃金を引き上げる場合は、発効後の地域別最低賃金から30円以上引き上げる必要があります。

※同一都道府県内に地域別最低賃金との差が30円未満である事業場が複数ある事業主は、最も低い事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、他の事業場もこの水準以上に引き上げる必要があります。

※就業規則その他これに準ずるものにより、当該引上げ後の賃金額を事業場で使用する労働者の下限の賃金額とすることを定める必要があります。

※当該引上げの実施日以降の休業について要件緩和が利用できます。

申請手続等

- 雇用保険被保険者、被保険者以外ともに、緊急雇用安定助成金として申請を行っていただきます。
- 緊急雇用安定助成金は、休業に対する助成となります。（教育訓練や出向は対象になりません。）
- 助成率や上限額は業況特例や地域特例と同じになりますが、10月以降の助成率等については8月中にお知らせします。
- 申請様式は9月以降にホームページで公開する予定です。

お問合せ先

ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター
0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP

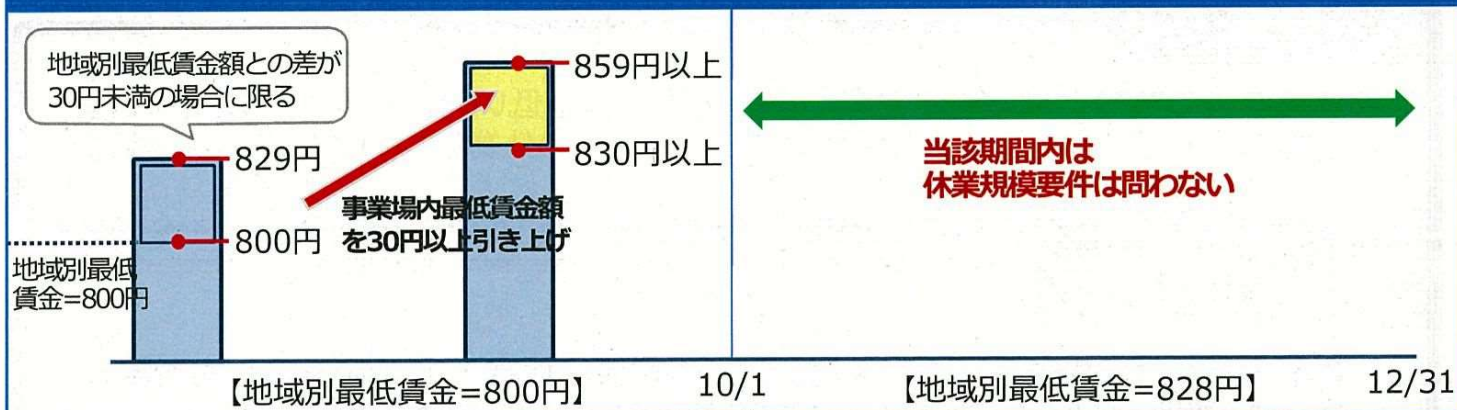


LL030806企01

(要件緩和の対象となるケースのイメージ)

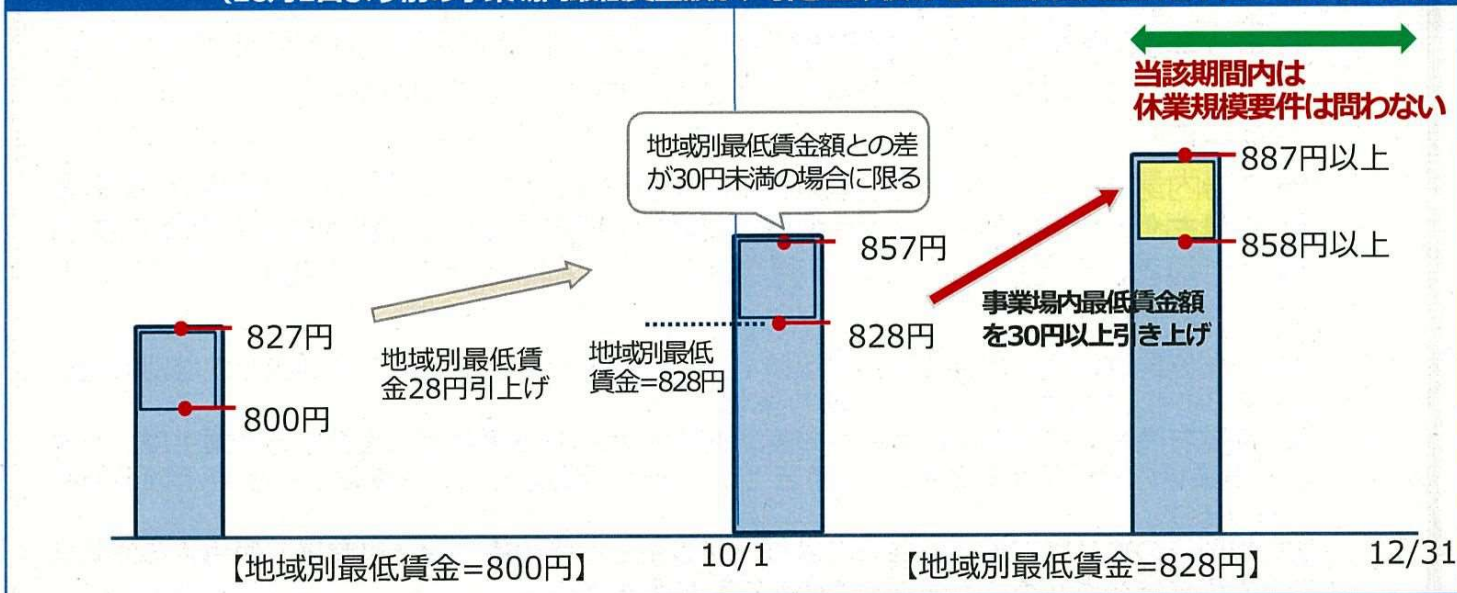
引上げ前の地域別最低賃金が800円。地域別最低賃金の引上げ額が28円。
地域別最低賃金の引上げ日が10月1日の場合。

(ケース1) 10月1日より前に事業場内最低賃金額を引き上げる場合



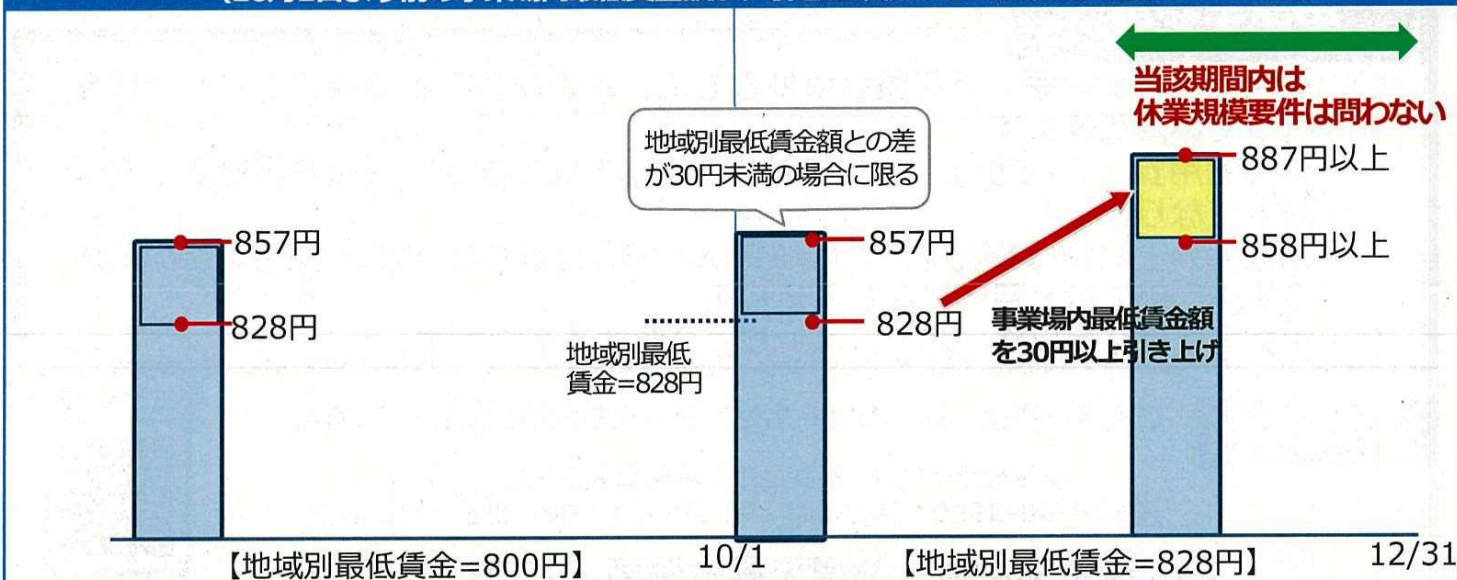
(ケース2) 10月1日以降に事業場内最低賃金額を引き上げる場合

(10月1日より前の事業場内最低賃金額が、引き上げ後の地域別最低賃金額を下回っている場合)



(ケース3) 10月1日以降に事業場内最低賃金額を引き上げる場合

(10月1日より前の事業場内最低賃金額が、引き上げ後の地域別最低賃金額以上の場合)



(お知らせ文例)

厚生労働省からのお知らせ
～最低賃金を上げた中小企業における雇用調整助成金等の要件緩和について～

1 雇用調整助成金等について

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対して、雇用調整助成金の特例制度を設けること等により支援策を講じております。この度、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によって特に厳しい業況にある中小企業等による雇用維持のための取組の継続を図っていただく観点から、下記のとおり、業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間あたり賃金を一定以上引き上げる場合、地域別最低賃金が引き上がる本年10月から12月までの3ヶ月間、休業規模要件を問わずに支給する特例を設けることとしました（雇用保険被保険者、被保険者以外ともに、緊急雇用安定助成金で対応。）。活用を検討されている中小企業事業主の方は、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへご相談ください。

- (1) 令和3年10月から3ヶ月間の休業について、業況特例又は地域特例の対象となる中小企業（令和3年1月8日以降解雇等を行っていない場合に限りです。）が、事業場内最低賃金を、令和3年7月16日以降、同年12月までの間に、30円以上引き上げた場合、休業規模要件を問わずに支給を行います。
- (2) 令和3年度地域別最低賃金の発効日以降に賃金を引き上げる場合は、発効後の地域別最低賃金から30円以上引き上げる必要があります。

ホームページでのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例情報や具体的な手続きの流れについては、厚生労働省・都道府県労働局のホームページでご案内しております。

(雇用調整助成金に関する厚生労働省HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

ご不明な点がございましたら下記のコールセンターまでお問合せください。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター

0120-60-3999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む